第十四条の見出しを「（犯罪被害者等施策推進課）」に改め、同条中「教養厚生課」を「犯罪被害者等施策推進課」に改め、第一号から第九号までを削り、第十号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策のうち犯罪被害者等基本法第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策に係るものについて、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十四条第十一号中「犯罪被害者支援（犯罪の被害者又はその遺族」を「犯罪被害者等支援（犯罪被害者等基本法第二条第二項に規定する犯罪被害者等」に、「これらの者」を「当該犯罪被害者等」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第十二号を第四号とし、第十三号を第五号とし、第十四号を第六号とする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和五年十月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

2　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の三第二号中「教養厚生課長」を「人事課長」に改める。

（犯罪被害者等施策推進会議令の一部改正）

3　犯罪被害者等施策推進会議令（平成十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教養厚生課」を「犯罪被害者等施策推進課」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司

---

柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十五号**

柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十三条の二第一項及び言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（柔道整復師法施行令の一部改正）

**第一条**　柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一万六千五百円」を「二万三千九百円」に改める。

（言語聴覚士法施行令の一部改正）

**第二条**　言語聴覚士法施行令（平成十年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三万四千円」を「三万八千四百円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二百九十六号**

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）附則第一条第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は令和五年十一月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は同年十二月一日とする。

総務大臣　鈴木　淳司
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

# 府　令

**○内閣府令第六十九号**

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （厚生管理室）<br>**第十二条**　長官官房人事課に、厚生管理室を置く。<br>2　厚生管理室においては、令第十二条第六号に掲げる事務（退職手当に関するものを除く。）、同条第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事務並びに同条第十二号に掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。 | ［条を加える。］ |